

令和3年箕輪町告示第175号

箕輪町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

箕輪町長

白鳥政徳

令和3年箕輪町規則第28号

箕輪町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

箕輪町国民健康保険条例施行規則（昭和53年箕輪町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附則第5項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例施行規則第33条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。